

市モニタリング計画の概要

1. コンセプション事業の概要

- 事業期間 30 年間（ R8.4.1 ～ R38.3.31 ）
- 事業手法 運営権(コンセプション)：西部浄化センター
包括的民間委託 ：ポンプ場等 9 施設
- スキーム 施設の運転、維持管理、修繕、改築対象物件の設計、改築・更新
改築・更新計画の企画立案、経営、財務管理 など
- 事業費 約 234 億円 (税込)『利用料金 + サービス対価 + 改築事業費 (土建除く)』
- 運営権者 うバアクアフロント株式会社
代表企業 ・メタウォーター株式会社
構 成 員 ・ユーディーエンジニアリング株式会社
・前村電気工事株式会社
・大栄建設株式会社
・UBE 三菱セメント株式会社
・フジ総業株式会社

2. モニタリング実施計画書（概要）

※募集要項等公表時 モニタリング基本計画（公表） → モニタリング実施計画
（目次）

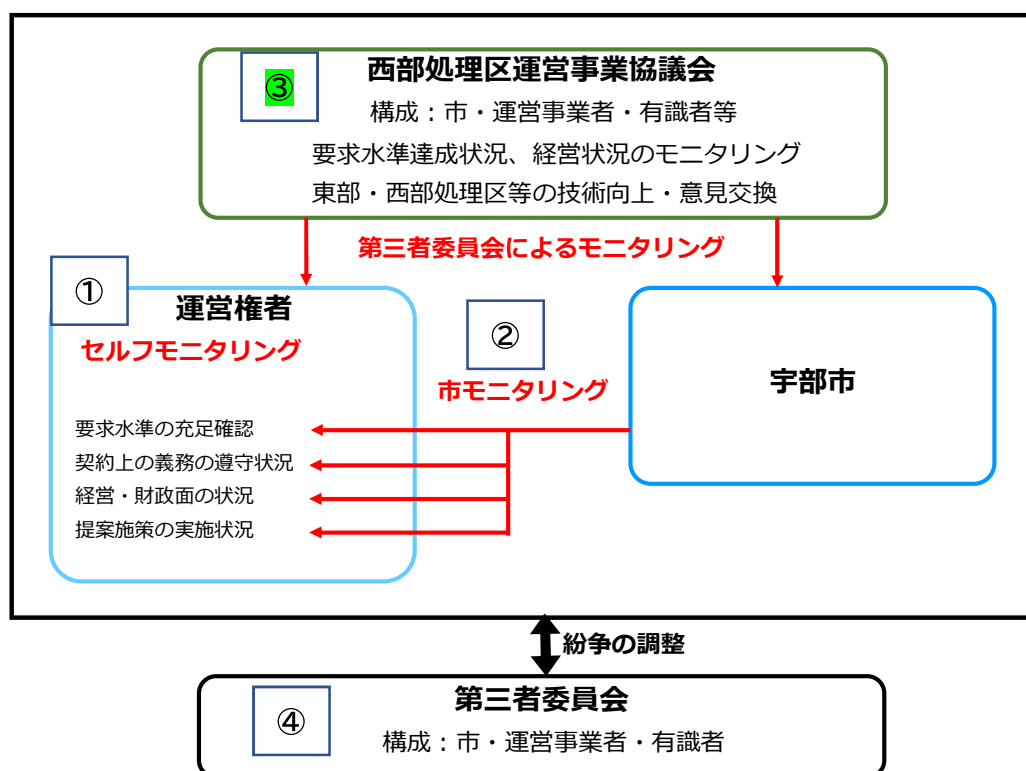
- 第 1 章 総論
- 第 2 章 モニタリングの実施方法
- 第 3 章 契約内容の遵守状況に応じた措置
- 第 4 章 本事業終了時のモニタリング

第 1 章 総論

1. 位置付けと目的

本計画は、宇部市公共下水道西部処理区運営事業の実施期間中、運営権者が運営事業を確実に遂行していること、および要求水準書に定められた基準等に適合しているかを確認するためのモニタリングの基本的な考え方や内容を定めたもの。

2. モニタリングを行う体制



①運営権者によるセルフモニタリング

運営権者が自ら事業の実施状況を確認・点検する。

(詳細は「セルフモニタリング実施計画書」による) ※議事(2)で説明

②市によるモニタリング

運営権者のセルフモニタリング結果や提出書類、会議での報告に基づき確認。

必要に応じて現地確認も実施する。(資料9_参考資料-市確認様式)

③「西部処理区運営事業協議会」によるモニタリング

運営権者、市、有識者等により構成され、「西部処理区運営事業協議会設置要綱」に基づき、「運営権者によるセルフモニタリング結果」及び「市によるモニタリング結果」の確認、監視を行う。

また、本事業の運営状況について、中立的な立場で客観的な評価・分析を行い、意見を述べる。市及び運営権者は「西部処理区運営事業協議会によるモニタリングにおける意見」を尊重して事業運営にあたる。

④第三者委員会

市によるモニタリングの結果について、運営権者と市との間で「紛争」が発生した場合において、当該紛争の解決方法の調整を行う。

3. モニタリングの対象業務

- ① 経営に関する業務
- ② 維持管理に関する業務
- ③ 改築に関する業務
- ④ 包括的民間委託に関する業務
- ⑤ 任意事業
- ⑥ 事業終了時の施設引継ぎ等に関する業務

第2章 モニタリングの実施方法

1. 各業務におけるモニタリングの目的

- ① 経営に関する業務
運営権者の業務執行体制や財務を理由とするサービス停止や事業継続困難といった事態を回避する。
- ② 維持管理に関する業務
各業務が定められた「要求水準」を満たし、適切に実施されているか確認する。
- ③ 改築に関する業務
「要求水準」確保のため、各業務（計画の提案、設計、工事）が適切に実施されているか確認する。
- ④ 包括的民間委託に関する業務
要求水準書で示した業務の頻度、内容、条件などが守られ、適切に実施されているか確認する。
- ⑤ 任意事業
要求水準は設定せず、応募者の提案内容に基づきモニタリングを実施する。

2. モニタリング方法

運営権者による「セルフモニタリング」の報告を受け、市は「書類」「会議体」「現地」の3つの方法で確認を行います。

- ① 書類による確認
運営権者は定期的に業務遂行状況等を自ら確認し、市へ報告書類を提出します。（年毎、四半期毎、月毎）

② 会議体による確認

市と運営権者は、会議体の開催を通じて、業務の進捗状況及び要求水準の遵守状況、財務状況、課題等を確認し、対応方針について運営権者と協議を行う。

なお、市又は運営権者が必要と認める場合は、市と運営権者は、当該会議体によらず、随時、別途会議体を設けるものとする。

会議体名	議 題	頻 度
年度事業報告会	・ 事業実績（経営・要求水準の遵守状況）の確認 ・ 次年度事業計画の確認	1 回/年
四半期事業報告会	・ 事業実績及び見通しの確認	1 回/四半期
月例報告会	・ 業務進捗状況、要求水準の遵守状況	1 回/月

③ 現地における確認

(1) 経営・維持管理・任意事業

書類及び会議体における確認の結果、市が必要と判断した場合、または運営権者が現地確認を要請した場合、市は現地確認を行う。

(2) 改築業務

市は、施工の各段階で現地確認が必要と判断した場合には、改築業務の実施内容が設計図書、要求水準に適合しているか、現地確認を行う。

第3章 契約内容の遵守状況に応じた措置

1. 措置

市はモニタリング等で「契約内容未達」（要求水準の不遵守）を確認した場合、事象のレベルに応じて措置を行う。

①事象認定レベル

レベル1（軽微）：業務管理上の軽微な不備

（整理整頓不足、不衛生の放置、備蓄不足、設備故障の頻発など）

レベル2（中度）：要求水準未達成で、影響が施設内に留まるもの

（書類欠損、工事中の施設破損、遅延、未点検など）

レベル3（重度）：信用失墜行為、不法行為、施設停止、影響が第三者や施設外に及ぶもの

（法令違反、法定点検未実施、火災、過失事故など）

②事象に対する措置の内容

(1) 注意 対象：レベル1

対応：市は口頭で注意を行い、運営権者は速やかに是正する。

(2) 是正勧告 対象：「注意」後の是正不十分、またはレベル2 認定時

対応：市は文書で「勧告」。

運営権者は協議の上、是正計画を作成し市の承諾を得て是正する。

(3) 警告 対象：「是正勧告」後の是正不十分

対応：市は文書で「警告」。

運営権者は協議の上、是正計画を作成し市の承諾を得て是正する。

(4) 命令 対象：「警告」後の是正不十分、またはレベル3 認定時

対応：市は文書で「命令」。

運営権者は指示に従い、是正計画を作成し市の承諾を得て是正する。

2. 契約解除

① 是正未達による解除

「命令」を出しても是正が認められない場合、市は契約を解除できる。

② 故意による市への信用失墜行為による解除

措置の手順にかかわらず、重大な虚偽報告や事業に重大な影響を与える法令違反等が認められた場合、市は契約を解除できる。

第4章 本事業終了時のモニタリング

事業終了時に、円滑な引き継ぎのため、以下の確認を行う。

① 書類確認

施設機能確認報告書：事業終了日 180～90 日前までに施設機能を確認

引継文書：事業終了日までに提出（暫定版は終了 180 日前まで）

② 会議体確認

施設機能確認、技術指導、引継ぎ等に関する協議を適宜実施する。

③ 現地確認

市が必要と判断した場合、または運営権者の要望により現地確認を実施する。

(参考)

運営権者の事業計画書類

- ①_全体事業計画（30 年間）
- ②_中期事業計画（5 年間）
- ③_年間事業計画
- ④_全体維持管理計画（30 年間）
- ⑤_中期維持管理計画（5 年間）
- ⑥_年間維持管理計画
- ⑦_ポンプ場等包括的民間委託 業務実施計画（30 年間）
- ⑧_ポンプ場等包括的民間委託 年間業務実施計画
- ⑨_改築計画書（令和 8～9 年度）
- ⑩_事業継続計画（BCP）